

麻績村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 2,470	千円 3,767,799	千円 58,307	千円 488,468	% 12.96	% 14.89

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

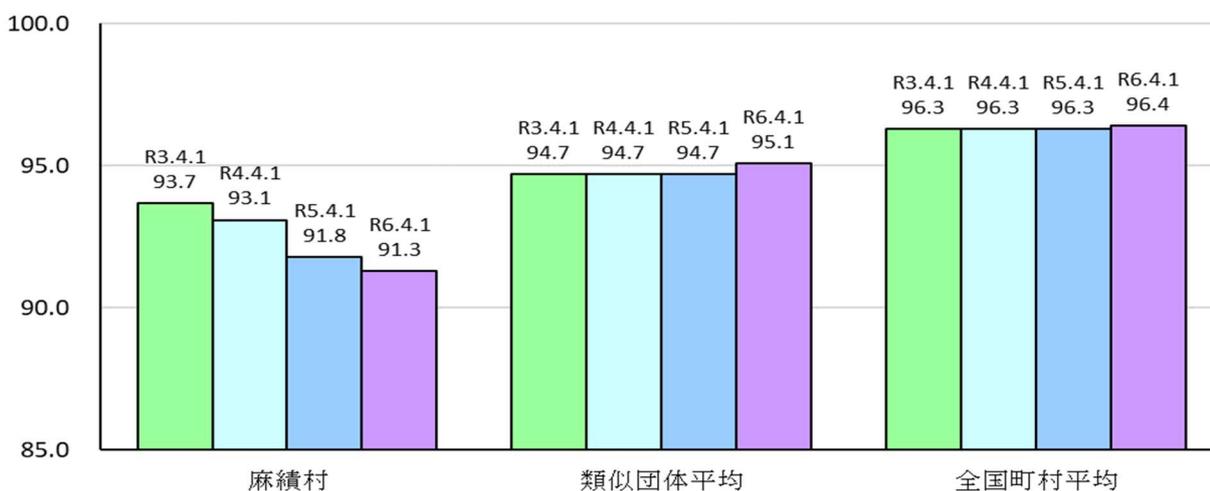
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考) 町村類 型 I-2平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 42	千円 139,434	千円 16,476	千円 63,238	千円 219,148	千円 5,218	千円 5,419

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施] 未実施]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。ただし、1級及び2級の初任給に係る号俸は引下げせず、3級以上の高位号俸は50歳代後半層については最大4%引下げ。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

該当なし

② その他の見直し内容

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
麻績村	43.5歳	296,174円	321,337円	316,033円
長野県	45.0歳	327,900円	395,182円	360,633円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	—
類似団体	41.1歳	297,580円	342,090円	324,423円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
麻績村	—	0人	—	—	—
長野県	*	*	*	*	*
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—
類似団体	48.6歳	2人	255,717円	283,608円	269,307円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C / D
麻績村	—	—	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		麻績村	長野県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	206,800 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	174,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	162,100 円	170,300 円	—
	中学卒	162,100 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

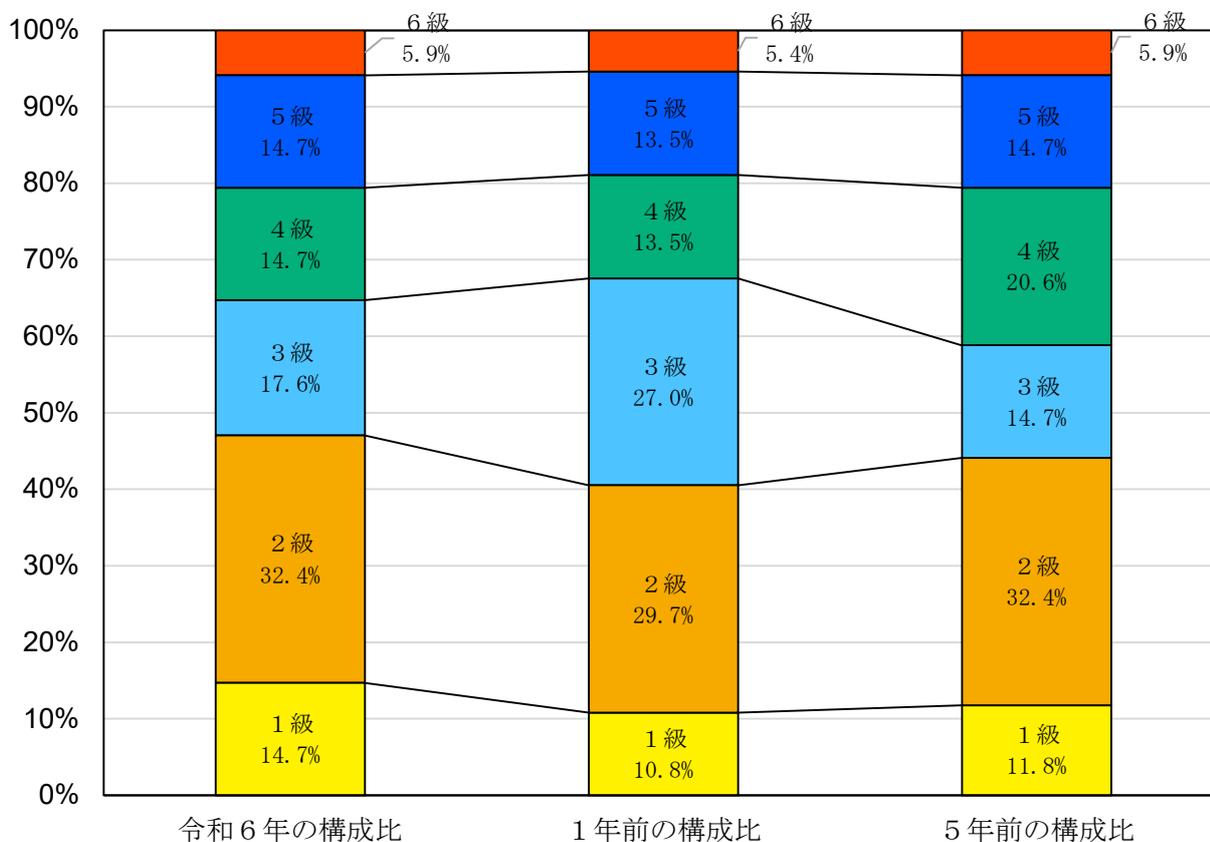
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

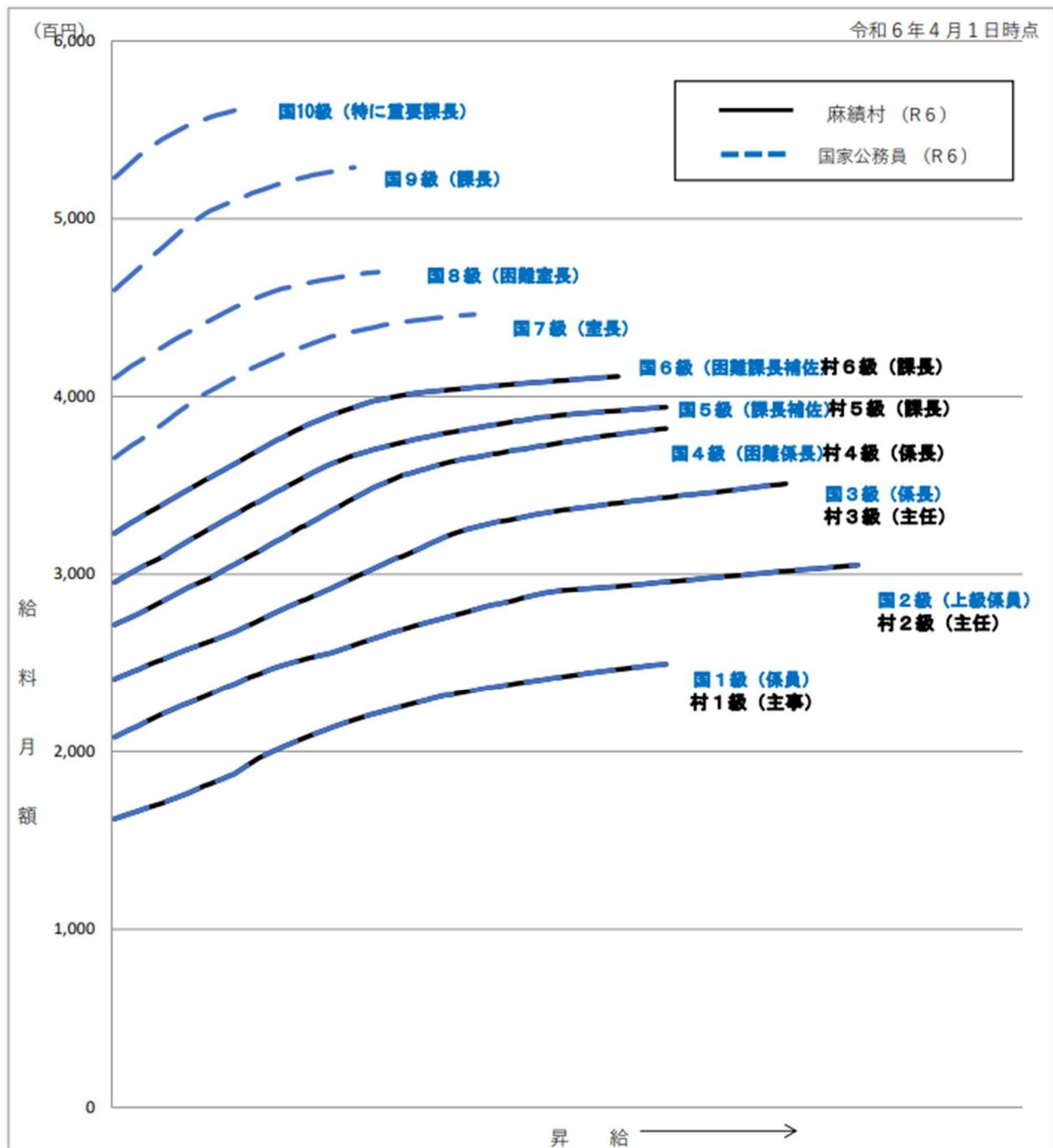
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	重要な職務を行う課長	2人	5.9%	335,000円	415,700円
5級	課長	5人	14.7%	309,800円	398,200円
4級	係長	5人	14.7%	287,300円	386,100円
3級	主査及び主任	6人	17.6%	261,300円	354,700円
2級	主事	11人	32.4%	230,000円	308,500円
1級	主事補及び主事	5人	14.7%	183,500円	258,100円

- (注) 1 麻績村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（麻績村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

麻績村	長野県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,506 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,714 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（麻績村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率	○		○	○

	標準の成績率のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

麻績村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算措置 (2~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職加算措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額		10,079 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在） ※地域手当を支給していないため省略

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		— %		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
マイクロバス(大型バスを含む)運転手当	運転した職員	マイクロバス(大型バスを含む)の運転に従事	千円 —	・村内一日につき 500円 ・村外一日につき 1,000円
索道技術管理手当	索道技術管理者として村長より選任された者等	特殊索道の運転及び技術管理業務に従事	千円 —	月額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	4,037 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	99 千円
支給実績（令和4年度決算）	5,941 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	141 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する手当 ○配偶者 月額 6,500円 ○扶養親族たる子 月額10,000円 ○扶養親族たる父母等 月額 6,500円 ○満15歳に達する日後の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族1人につき月額5,000円加算	同		千円 2,540	円 230,909
住居手当	○借家・間借り居住者の場合 ・家賃月額27,000円以下 支給月額 = 支払家賃 - 16,000円 ・家賃月額27,000円超 支給月額 = (支払家賃 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 限度額月額28,000円	同		千円 2,208	円 276,000
通勤手当	○交通機関利用者の場合 通勤に要する運賃相当額 限度額月額55,000円 ○交通用具利用者の場合 片道 2km以上5km未満 月額 2,000円 片道 5km以上10km未満 月額 4,200円 片道10km以上15km未満 月額 7,100円 片道15km以上20km未満 月額10,000円 片道20km以上25km未満 月額12,900円 片道25km以上30km未満 月額15,800円 片道30km以上35km未満 月額18,700円 片道35km以上40km未満 月額21,600円	同		千円 1,456	円 85,647
管理職手当	○職制上の段階により課長の属する級の最高	異	国は俸給の特別調	千円 2,292	円 327,429

	号俸100分の8		整額として支給。 区分や額が異なる。		
休日勤務手当	○祝日法による休日及び年末年始等に勤務した場合 支給額＝勤務時間1時間当りの給与額×100分の135×勤務時間	同		千円 支給実績 なし	円 支給実績 なし
夜間勤務手当	○正規の勤務として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合 支給額＝勤務時間1時間当りの給与額×100分の25×勤務時間	同		千円 支給実績 なし	円 支給実績 なし
宿日直手当	一般宿日直 1回4,400円	同		千円 1,562	円 97,625

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	668,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000 円 / 457,500 円	
	副 市 区 町 村 長	555,000 円	650,000 円 / 440,000 円	
報 酬	議 長	275,000 円	360,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	206,000 円	320,000 円 / 115,000 円	
	議 員	186,000 円	300,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 668,000円×勤続月数 ×42.5/100	(1期の手当額) 13,627,200円	(支給時期) 任期毎
		555,000円×勤続月数 ×25.4/100	6,766,560円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

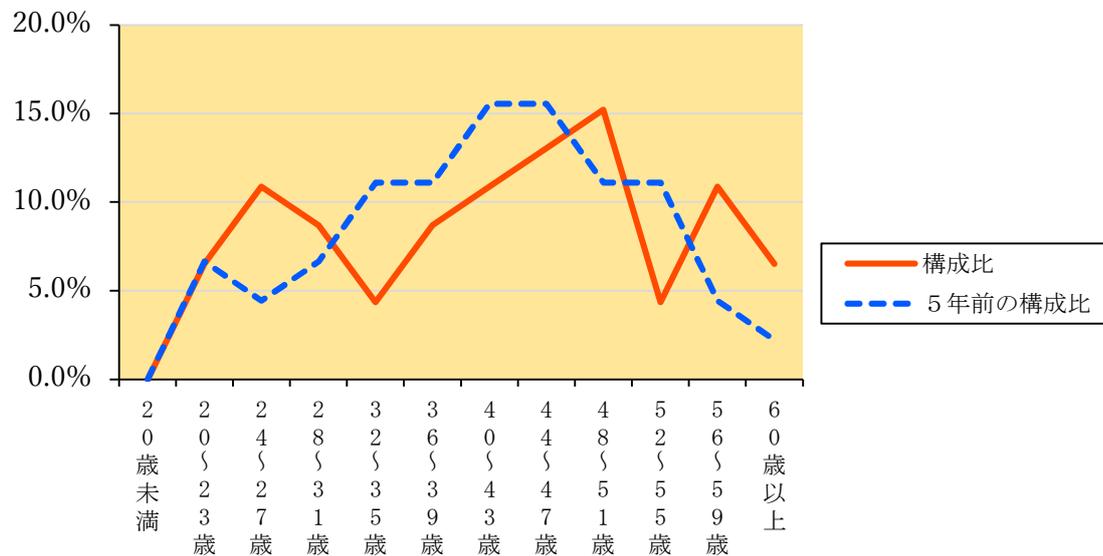
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	退職による減
		総務	14	12	▲2	
		税務	3	3	0	
		民生	6	6	0	
		衛生	4	4	0	
農林水産		4	4	0		
商工		3	3	0		
土木		3	3	0		
計	38	36	▲2	<参考> 人口1万当たり職員数 145.75 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 225.38 人)		
部 門	教育部門		4	5	1	人事異動による増
	消防部門		0	0	0	
	小 計		42	41	1	<参考> 人口1万当たり職員数 165.99 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 262.95 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		1	1	0	正規職員から会計年度任用職員へ移管
	下 水 道		1	0	0	
	そ の 他		4	4	0	
	小 計		6	5	0	
合 計			48 [74]	46 [74]	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 186.23 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [74]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	5人	4人	2人	4人	5人	6人	7人	2人	5人	3人	46人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	令和元年 (平成 31 年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	35	36	40	38	38	36	1(2.9%)
教育	3	4	4	5	4	5	2(6.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	38	40	44	43	42	41	3(2.6%)
公営企業等会計計	7	6	6	6	6	5	▲2(▲28.6%)
総合計	45	46	50	49	48	46	1(2.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。